

宇城広域連合消防本部からのお知らせ

地震による少量危険物タンクの転倒

漏えい事故多発!



平成28年熊本地震により、少量危険物タンクの転倒、漏えいが多数報告されており、漏えいがあったタンクに は防油堤が設置されていないものも報告されております。

油が流出し、田畑・河川・海を汚染すると莫大な被害を被る事故につながり、回収にかかる費用、損害額・被害 賠償額は管理者の負担となります。

漏えい事故は、地震以外にも雨による地盤の軟弱化や交通事故によっても発生しております。流出事故を防ぐ ためにも、皆様のご協力をお願いします!

また、万一、油が漏れた時は、直ちに消防署(119)へ通報してください!

1. 届出について(宇城広域連合火災予防条例第46条)

重油400リットル以上2,000リットル未満、軽油・灯油200リットル以上1,000リットル未満を貯蔵又は取り扱う 場合は「少量危険物」として消防署へ届出が必要となります。

2. 主な設置基準(字城広域連合火災予防条例第30条~34条の3)



標 識 (地:白 文字:黒) 第類 品名 最大数量 届出年月日 番号

少量危険物貯蔵取扱所

掲示板 (地:赤 文字:白)

火 気 厳 禁

1:タンク

タンク本体は消防署の検査が必要です。(タンク検査済証が交付されたもの) 地震、風水害等による転倒、流出防止のため、固定する。

2:防油堤

- (1)危険物が浸透しない構造(鉄筋コンクリートやコンクリート造)
- ②容積はタンク容積と同容積かそれ以上。
- ③適当な傾斜をつけ、ためますを設ける。

3: 配

容易に劣化するおそれのないもの。(鋼製など) 外面の腐食を防止する措置を講ずること。

幅30cm以上、長さ60cm以上の標識・掲示板を見やすい位置に設ける。 畿•揭示板



問合せ先:宇城広域連合消防本部 予防課 0964-22-1919 5

